# 第25回統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 8 月 24 日 (月) 15:00~16:20
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用 1208 会議室
- 3 出 席 者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大守委員、佐々木委員、出 口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

# 【事務局】

乾 内 閣 府 大 臣 官 房 統 計 委 員 会 担 当 室 長 、 北 田 内 閣 府 大 臣 官 房 統 計 委 員 会 担 当 室 参 事 官

池川総務省政策統括官(統計基準担当)、會田総務省統計企画管理官

### 4 議事次第

- (1) 諮問第17号の答申「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」
- (2) 諮問第19号の答申「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

#### 5 議事録

**竹内委員長** それでは、定刻になりましたようなので、ただいまから「第 25 回統計委員会」を開催いたします。

本日は、大沢委員が所用のため御欠席で、あとの委員の方は全員御出席です。

事務局の人事異動がありましたので、御紹介します。

内閣府の北田統計委員会担当室参事官、総務省の池川政策統括官、會田統計企画管理官です。

それでは、簡単にごあいさついただけますか。

内閣府統計委員会担当室参事官 7月14日付で統計委員会の担当室の参事官を拝命いたしました北田でございます。

委員会の事務局として、また頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 どうぞ。

**総務省政策統括官** 同じく7月14日付で政策統括官を拝命しました池川でございます。 前職は独立行政法人の情報通信研究機構で総務担当理事をしておりました。統計事業に つきましては、まだまだ未熟者でございますので、いろいろ御指導いただきながら、しっ かり職責を全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**総務省政策統括官付統計企画管理官** 同じく7月14日付で統計企画管理官を拝命いた しました會田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**竹内委員長** また、オブザーバーという形で出席されています各府省におかれましても 人事異動で新たに御出席いただく方がいらっしゃいますので、ごあいさついただきます。

総務省の駒形部長、文部科学省の弦本課長、農林水産省の齋藤部長、経済産業省の佐伯部長、国土交通省の西川本部長、環境省の川上室長でございます。大勢いらっしゃいますが、それぞれ簡単にごあいさつをお願いします。

総務省統計局 統計調査部長の駒形でございます。

前の仕事は独立行政法人統計センターの方で統計のデータ処理をやっておりました。皆様方の御指導を仰ぎながらしっかりやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

文部科学省生涯学習政策局 文部科学省の調査企画課長の弦本です。

7月からこの職にあります。よろしくお願いします。

農林水産省統計部 農林水産省の統計部長の齋藤でございます。

前職は近畿農政局で2年間局長をしておりました。農林部局は非常に厳しい状況にございますが、実態を踏まえて、きちっとした統計インフラをつくっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

経済産業省調査統計部 経済産業省の調査統計部長の佐伯でございます。

前職は同じ統計調査部で2年間やっておりましたので、基本計画の実現に向けて全力で やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

国土交通省情報政策本部 国土交通省の西川本部長は7月14日で異動になりましたが、 本日は所用により、情報安全調査課長のナカヌマが代理出席してございます。

港湾調査について御審議いただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

環境省総合環境政策局 環境省でございます。総合環境政策局のミヨシ審議官は本日あいにく所用がございまして、カワカミが代理出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

では、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から御説明いただきます。

内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1として諮問第17号の答申「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」 (案)。

資料 2 として諮問第 19 号の答申「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」 (案)。

資料3として「国民経済計算部会の審議状況について(報告)」。

資料4として「人口・社会統計部会の審議状況について(報告)」。

資料5として「産業統計部会の審議状況について(報告)」です。

そのほかに参考資料が2つございます。よろしく御確認ください。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。

まず、諮問第 17 号の答申「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」、大守部会長から御説明いただきます。

大守委員 ありがとうございます。まず、資料1は答申案でございます。今日御審議いただいて、よろしければ、これで答申とさせていただきたいというものでございます。

あと、参考資料を5つ付けておりますが、参考資料1は、4月13日に諮問があったとき の資料一式でございます。

参考資料 2 は、部会でかなり重点的に議論しましたが、諮問されたときには対象に入っておりませんでしたけれども、一般原則という資料が従来からございまして、これをこういう形にしてはどうかという、部会でつくった案でございます。

参考資料3は、分類項目表。これも諮問のときの案に若干手を入れたものでございます。

参考資料4は、今日、特に御説明は考えておりませんが、前回7月の統計委員会で第7回までの審議について報告し、資料としては6回までの議事概要をお配りしておりますが、それの残り、7回目、8回目の分でございます。

参考資料 5 の私の名前のメモは、審議に当たって感じたことをまとめたものでございます。

それでは、資料1の答申案から御説明させていただきます。7月の統計委員会で審議状況の報告をさせていただきまして、それから余り大きくは変わっておりません。

まず「 統計基準としての設定について」ということで、新しい職業分類から、統計 基準として設定することが適当であるという結論にしております。

「理由」として、次のパラグラフで書いてありますように、統計基準とすることで統計

の比較可能性が向上すること、客観性の確保が見込めることでございます。労働市場の構造変化を背景にして、職業別に結果を表章する各種統計を活用していくことが一層重要になってきているという認識でございます。個別の修正点についての理由は、それぞれのところに盛り込んでございます。

「 諮問案の修正等」に移らせていただきますが、一般原則につきまして、先ほど御説明しましたように、案を作り直しております。具体的なポイントを御説明しますと、まず「(1)職業の定義」ということで、これも前回御説明しましたが、職業、仕事及び報酬の定義を明確化するということをしております。

「(2)分類の適用と基準」ということで、職業分類というのは、仕事を分類しているけれども、人にそれを適用して職業別の統計表章に使うのだという性格づけを明らかにしております。

次のページに行きまして ですが、職業の対象期間とか時点、例えば、継続性とか、就業形態とか、そういったものは特にこの職業分類自体では定めない。それぞれの統計調査の目的に応じて、例えば、過去1年間としたり、あるいは特定時点としたりという形で具体的に定めてくださいというような位置づけにしてあります。

それから、職業の分類をどういう基準で行ったかということについて、これも一般分類 の方に出ておりますけれども、具体的に明確化しております。

「(3)職業の決定方法」ですが、複数の仕事をやっている方、これは更に2つに分かれまして、複数の別の事業所でやっている方と、1つの事業所で2つ以上の仕事をしている方、それぞれについて、どういうふうにして、どこに格付けたらいいということを決めるべきか、ということを一般原則の中でで明確化しております。

ただ、具体的には大きな例外が2つございまして、1つは、このパラグラフに書いてありますが、自衛官・警察官・海上保安官・消防員は、それぞれの分野に格付けるということであります。

こういった方々でも、仕事の中身は、例えば車の運転をやっておられる方とか、そういう方がおられるわけですけれども、この分野は例外的に中身の活動ということではない捉え方をするということです。

それから、大学教員などは、研究者と教員の区別をどこでつけるかという悩ましい問題があります。今回の一般原則では、例外として、教育活動に携わっていれば教員とする、という国際的な標準分類の考え方に即して考えております。それから、見習・補助者、職場のリーダーの扱いについても、一般原則で新たに書き加えております。

2 に移りますが、個別の分類に関する事項で、主なものをここでとり上げております。 まず、名前ですけれども、大分類項目の名称については「従事者」という表現で統一し てはどうかということでございます。

個別に入りますが、大分類 B 専門的・技術的職業従事者につきましては、研究者について、諮問案では分野区分を廃止するという案だったのですが、これは残した方が良いので

はないか。それから、小分類として「情報処理プロジェクトマネージャー」、これは人数 的にも相当増えてきているということもありまして、新設してはどうかということです。

3番目ですが、事務従事者について、事務全般を行う方々の分類がやや不明確だったので、「一般事務員」という小分類を作ってはどうかということです。またそれに関連する諸分類の名前も修正しております。

- (4)の生産工程従事者ですけれども、分類項目の構成について名称を整理して、特に小分類項目の「一般機械器具」について「はん用・生産用・業務用機械器具」とした方が明確さが増すのではないかと考えております。
- (5)ですが、諮問案にあった輸送・定置・建設機械運転従事者という名称は、ちょっと長いものですから、輸送・機械運転従事者と簡略化してはどうかという案になっております。
- (6)ですが、ここは第8回の部会で議論して修正した点でございます。諮問案では労務作業者となっておりましたが、「労務」という言葉の通常の使い方と中身がやや対応していないのではないかという観点から見直しました。案としては「運搬・清掃・包装等従事者」というふうにしてはどうかということでございます。それに伴って中分類も「包装」というのを独立させてはどうかということでございます。また、小分類の「一般廃棄物処理従事者」については、中身がわかる方がいいのではないかということで「ごみ・し尿処理従事者」としてはどうかと考えております。

それから、定義の変更ですけれども、 の管理的職業従事者の定義の中で、これまでは、 諮問案も含めまして「専ら経営体の全般又は課以上の内部組織の経営管理に従事するもの をいう。」と、「専ら」という言葉がついていて、ここがいわば例外扱いになっていたわけです。しかす、他の大分類の定義とのバランスや、日本の実態から考えますと、管理職 といえども管理だけをやっている方々は少ないのではないかということで、「専ら」という例外扱いするような文言を削除してはどうかという案になっております。

それから、先ほど御説明しました大分類 K ですけれども、ここも定義を明確化する必要があるということで「主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。」としてはどうかということでございます。

それから、言うまでもございませんが、これから、これを受けて作成される説明文及び 内容例示等の文書において、適切な整備を行う必要があるという文言を付け加えておりま す。

「3 適用に当たっての留意事項」で、適用範囲について述べています。結論から申し上げますと、内容については、産業分類に関するものと同じでございます。ただし、わかりにくい表現であったので、普通の言葉で書くようにしております。ポイントは最後のただし書きです。分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約することはできない。また、集約することによって新設された分類項目を分割することはしないということでございます。これは適用範囲でございまして、適用範囲を外れた適用をしたい場

合には、それなりの手続を踏むということになっております。

「今後の検討」でございますが、2点書いてございます。

1点目は、先ほど申し上げました自衛官・警察官・海上保安官・消防員についてでございますけれども、これを活動内容に即したところに区分するということも考えられるのではないかということで、諸外国の例などを含めて検討いたしました。

しかし、国際標準分類や諸外国の分類でも、その区分の仕方が区々であります。また、こうした仕事には特殊な職位名称が多くて、どこで線を引くかということを決めても、具体的に職位名称まで遡って調べないと分類ができない。それが報告者負担の増加につながる可能性があるということなどに鑑みまして、今回はこの点は見送っております。引き続き時間をかけて検討する必要があると思っております。

それから、より一般的に申し上げますと、今回の職業分類は、国際比較性の向上ですとか、産業分類から独立したものにするということを目指して作ったものでございますけれども、日本では個人の仕事の内容が必ずしも明確化されていない場合が多いということから、こうした方向性を徹底させることは現実的でないと考えた部分もありまして、実査との対応状況などを見ながら更に検討を進める必要があると思います。

続きまして、資料1の参考資料5という1枚紙、私の名前で出させていただいているメ モについて、簡単に説明させていただきます。

今回、4か月という限られた時間でありましたけれども、8回にわたって活発な審議ができたと思っております。基本的な方向性は、先ほど申し上げましたように、産業分類とは独立に、できるだけ仕事の内容に応じて職業を分類するということです。このことによって、そこに幾つか例が書いてありますが、産業別、性別・年齢別、就業形態別、職歴・学歴別など、さまざまな観点から仕事の実態が解明されることが期待できると思っております。

審議の過程では、こうした基本的な方向性と同時に、いくつかの点に留意しました。ここに5点書いてございますが、(1)時代の変化を反映した分類とすること、新しく増えている仕事をちゃんと拾うこと。それから、当然ですが(2)で体系として完全なものであること。(3)で、実査で使えるかどうかを勘案すること。(4)ですが、「一般原則」をきちっと充実をさせること。(5)で国際標準分類や諸外国の職業分類との整合性に配慮することといったことを心がけたつもりでございます。

また、ちょっと悩ましくて、ここには書いておりませんが、口頭で補足させていただきたい点が一つあります。新しい職業分類を使った国勢調査と、他の、分野別の統計調査との整合性、あるいは補完性をどう考えるかという非常に大きなテーマについてです。十分に勘案できたとは必ずしも言えませんけれども、それなりに配慮しながら考えております。つまり、非常に横断的な職業分類に基づく調査と、分野別にかなり細かく取れる統計調査、この両者が整合的であることが望ましいわけです。しかし一方で、前者と後者とで違った観点から情報が出てくることにも意味があるかもしれないということで、全体的なバラン

スを考える必要もあるように思います。これは統計体系全体を見渡す中で引き続き検討していく課題ではないかと思っております。

また本文に戻りますと、こうした幾つかの観点は時として完全には両立しないということで、次のパラグラフに書いてありますが、審議に際しては、総合的な観点から判断を行っております。

こうした職業分類を使って調査をしていく中で、仕事の実態がより明らかになってくれば、この職業分類自体の次の改善につながっていくだろうと、そんなふうに思っております。

それから、なお書きで最後のパラグラフに書いてございますが、この分類の名称は職業分類でありますけれども、性格としては、仕事の分類に広く用いることができる。例えば、1人の人が複数の仕事をしているときに、どういう組合せが多いかという調査もこの職業分類を使ってできるわけでございまして、職業分類という名前が少し狭いかもしれない。もうちょっと広く使い得るのだということを付記しております。

私からの御説明はとりあえず以上とさせていただきます。ありがとうございました。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明につきまして、何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。部会で比較的短い時間に集中的に熱心に御議論いただいて、十分充実したものになっていると思うんですが、何かございますか。御意見が特になければ、この御報告のように、日本標準職業分類の統計基準の設定に関する答申としてよろしいでしょうか。皆さんに御賛同いただければ、そうさせていただきます。

(「はい」と声あり)

竹内委員長 それでは、資料1によって、総務大臣に対して答申いたします。大守部会 長初め統計基準部会に所属された方々におかれましては、どうも御苦労様でございました。 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入りますが、諮問第 19 号の答申「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更」につきまして、美添部会長から御報告ください。

美添委員 「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」ですが、平成 21 年 6 月 8 日に開催された統計委員会におきまして、総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会において、これまでに 3 回の部会を開催して審議を行ったものです。

資料2の答申案をごらんいただきたいと思います。この答申案に附属して、第9回及び 第10回の部会での審議状況が記載されておりますので、併せて御確認をお願いします。

本件に関する総務大臣からの諮問につきましては、基幹統計の名称に係る指定の変更が第1点、もう一点が、基幹統計調査の内容の変更と2つありました。したがって、答申案におきましても、「港湾調査の名称に係る指定の変更」「港湾調査の内容の変更」という2つに区分して、それぞれにつき、適否と理由を記述する構成としています。また「港湾調査の内容の変更」については、最後に今後の課題を記述している部分があり

ます。以下、順に説明いたします。

まず、基幹統計である「港湾調査の名称に係る指定の変更」の適否ですが、結論として、 指定を変更して差し支えないとしております。

これは「2 理由」にありますように、本年4月から全面施行となっている新しい統計法の趣旨に沿って、統計の名称と統計調査の名称を明確に区分しています。また、基幹統計調査である港湾調査の結果につきましては、既に港湾統計(年報)と港湾統計(月報)と、それぞれ「港湾統計」という名前を用いて公表されているという実態を踏まえたものである。これらの理由により、適当と判断したものであります。

次に、基幹統計調査である「港湾調査の内容の変更」ですが、統計法第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えないと結論しました。この新しい統計法では、第 10 条において承認の基準が規定されております。部会では、その要件に適合しているかどうかという観点から審議を行っています。結果として、諮問された内容の変更に係る事項ごとに判断の理由を記述しております。それぞれ簡潔に説明いたします。

まず「(1)調査対象港湾」ですが、月次調査の対象である甲種港湾につきましては、1 72港から 160港に、年次調査の対象である乙種港湾が 642港から 557港にそれぞれ変更することとしています。

これにつきましては、調査実施者である国土交通省で作成している「港湾調査対象港湾選定基準」に沿って、近年の貨物取扱実績等を踏まえて見直しを行う。平成 11 年が直近の見直しですので、これ以来の見直しを行うものであって、現行の港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するものであることを確認し、結論として適当であるとしております。

次に「(2)報告を求める事項」ですが、今回、港湾を取り巻く状況の変化等を踏まえて、陸上出入貨物調査、上屋・倉庫・貯留場調査などを削除する計画となっています。

これにつきましては、まず、港湾整備に関して、従来からの全国的な適正配置という量的な観点から変更して、現存する港湾の高規格化という質的な整備に重点が移ってきたことがあります。

更に、物流形態の多様化及び効率化によって、臨港地区等における上屋・倉庫等の重要性が相対的に低下するなど、状況が変化してきたことがあり、今回削除する事項は、港湾調査の一部として全国一律にとらえる必要性が乏しくなってきている。このような実態を踏まえたものであることから、結論として適当と判断しております。

ただし、今回削除する事項につきましては、代替可能な情報が全くないということではなく、一般統計調査、あるいは業務統計などによって類似の情報が把握されることが確認できていますので、その旨をなお書きで記述しています。

次に「(3)集計事項」です。ここでは、陸上出入貨物調査などを削除するのに対応して関連する集計事項を削除する計画ですが、これについては、当然のことですが、適当と判断しております。

次の「(4)電磁的記録の保存期間」では、都道府県知事から提出される集計表を基に

して国土交通省で作成している集計用電磁的記録について、保存期間を従来の2年間から 永年に変更する計画となっています。これにつきましては、統計法第8条第3項に基づく 基幹統計に関する情報の長期的かつ体系的な保存等に資するものであることから、適当と 判断しております。

以上は統計法第 10 条の第 1 及び第 2 号にかかわるもので、合理的な手法ということですが、第 10 条第 3 号では他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないことを確認することになっております。

これにつきましては、「(5)その他」のアにおきまして、港湾調査は、我が国港湾における貨物の流動実態をとらえる唯一の基幹統計調査であり、現時点で他の基幹統計調査との重複は認められないとしております。

また、今年の3月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」との関係もありますが、この点については「(5)その他」のイにおきまして、港湾調査について直接的な指摘がなされていないものの、行政記録情報等の活用については既に港湾法に基づく入出港届及び関税法に基づく輸出入申告に係る情報(電磁的記録化されたもの)を活用して、報告義務者の負担軽減等に取り組んでいること等から、現時点で特段の問題は認められない旨を記述しております。

最後に「3 今後の課題」として2点記述しています。

1つは、調査対象港湾について、今回は港湾調査対象港湾選定基準に沿って貨物取扱実績等を踏まえた見直しを行った。このことについては適当であると判断したものですが、この見直しは平成 11 年以来、期間が空いたことを踏まえて、今後は港湾の利用実態をより適切にとらえるという観点から、5年程度の周期で定期的に見直しを行うことが必要であるとしております。

2 つ目は、先ほど御説明したとおり、港湾調査については、既に入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用に取り組んでおり、その取組み自体は高く評価できます。しかし、すべての港湾において、これらの情報の活用が図られているものではないということもわかりましたし、また、今後、電子化の進展等によって更なる活用の拡大が期待されていることもありましたので、報告義務者の負担軽減等の観点から、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要があるとしております。

答申案についての説明は以上ですが、引き続きまして、今回の部会審議を通じて出された意見につきまして、部会長として、今後の統計整備に当たって重要と思われた点について、追加して説明させていただきます。資料2の最後のページに参考資料3として「港湾調査の変更等の審議に際して出された意見について」というものを作成しております。これをごらんいただきたいと思います。

港湾調査につきましては、先ほど調査対象港湾の見直しの際に御説明したとおり甲種港湾を対象とした月次調査と、乙種港湾を対象とした年次調査が実施されています。その調査結果については、それぞれ月報及び年報として公表されているところであります。しか

しながら、結果公表の実態を見ますと、年報はほぼ予定のとおり公表されているのですが、 月報について、恒常的に遅れている、1年以上も遅れているという実態があります。利用 者のニーズ等に適切に対応することを考えますと、何らかの改善方策を講じることが必要 と考えるに至りました。

具体的には、現状ですと、全数調査であることから、調査実施者である国土交通省におきましては、各都道府県からの集計結果がすべて出そろうのを待って公表を行っているということです。しかし、これでは一部の港湾からの集計結果が遅れるだけで、月報そのものが遅れてしまうことになりますので、より迅速に対応するための統計技術的な改善方策を検討すべきではないか。例えば、報告義務者からの報告が遅延しているもの等について、欠測値に係る補完推計手法を適用するなど、各省で採用している方法を検討することによって、調査結果の公表の早期化を図ることが可能であろう。この点について検討することが必要と考えました。その旨、ここに記載したものです。

私からの報告は以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

月報が非常に遅れるということについては、仮にデータが完全でなくても、ある程度早く情報が出ることが利用者にとっては必要だと思いますので、それに沿う形で対応していただけばいいと思いますし、私の考えでは、別に欠測値に係るものを補完しなくても、この段階で回答されたものはこれだけであったということにして、その中での統計数字だけ出していただいても、それはそれでいいんではないかという気がします。これは全数調査で、ちゃんと港湾名がついているんですか。

美添委員 月報の細かいところは実施者から説明していただけますか。

国土交通省情報政策本部 月報についても、港湾名ごとに数字を公表しています。

竹内委員長 そうであれば、現在まで集まっている港湾はこれこれだけれども、これについては合計こうだと発表することはちっとも差し支えないと思うんです。これは秘密があるという話ではないと思いますので、名前が出ても構わないんではないかと思いますから、あえて補完までしなくてもいいんではないかというのが私の余計な意見です。

ほかに、諮問そのものに対して何か御意見、あるいは御質問ございますか。特段の御意見、御質問がなければ、答申案につきましては、このように決定したいと思いますので、 これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

竹内委員長 それでは、資料 2 によりまして、総務大臣に対して答申いたします。美添部会長初めサービス統計・企業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、どうもありがとうございました。

次は、審議状況の御報告ということですが、国民経済計算部会の審議状況及びそれにかかわって平成17年基準改定に関する課題についての中間とりまとめにつきまして、吉川部

会長から御報告願います。

吉川委員長代理 それでは、御説明いたします。お手元の資料3をごらんください。資料3には、中間とりまとめの本体、別添として8月5日の国民経済計算部会において内閣府から御報告いただきました検討状況の資料、それと参考として8月5日の議事要旨、更に4月の諮問の資料を添付しております。

国民経済計算部会では、今年の4月に諮問されまして、国民経済計算の作成基準の変更について審議しております。これは資料3の18ページ辺りをとりあえず見ていただくといいかと思うんですが、具体的には、平成17年基準改定に関する課題や、経済センサスに伴う推計の見直し、085NAの導入について審議しているところであります。これまでの審議状況については、諮問前の準備として、3月にストック専門委員会、7月に財政・金融専門委員会を開催し、8月5日に部会を開催いたしました。

その趣旨でございますが、先ほど申し上げた 18 ページ目をごらんください。その下段に下線が引いてあります。内閣府から今後のスケジュールとして、答申の時期は平成 22 年度中で求められているわけです。ただし、平成 17 年基準改定に関連し、特に早急な対応が必要となる一部の課題については、意見の大枠を整理した中間とりまとめを平成 21 年度前半を目途に行うよう求められております。本報告はこれに対応するものとして、国民経済計算部会の了承を得ており、統計委員会に報告した上で、中間とりまとめとして御了承いただくことを目的としております。

なお、今、私が申し上げた、18ページにあるスケジュールを見ていただくと、名称を中間とりまとめと言うのは、スケジュール的にはやや違和感があるかもしれません。つまり、今年の4月、西暦で言いますと 09年の4月に諮問がなされて、答申そのものは、西暦で言いますと 2011年の3月まで 24か月をかけて答申を出すということなんですが、現在は 09年の8月ですから、24か月かけて最終的な答申を出すんですが、4か月のところで中間とりまとめという名前はやや違和感があるかと思いますが、これは形式というふうに御了解いただいて、18ページの一番下にも説明が書いてありますが、要するに、もともと早急に対応が求められるようなところについては、少し早目に前倒しで議論しなければいけないということをうたっておりますので、本日御報告して御了承いただくのは、そこに対応した中間とりまとめだというふうに御理解いただければと思います。

資料3の1ページ目を見ていただければと思います。課題の審議状況等について御説明いたします。まず、諮問事項の課題のうち、本事業の対象となる課題は、ストック統計等の整備、いわゆるFISIMの導入、公的部門分類の見直し等の3項目でございます。以下、それぞれの状況を説明いたします。

1番目のストック統計等の整備でありますが、まず、ストック統計等の整備のうち、自 社開発ソフトウェアの資本形成については、内閣府から推計方法の説明があり、おおむね 妥当と考えております。

なお、この自社開発ソフトウェアというのは、数年前まではSNAは中間投入だったわ

けですけれども、現在は最終需要設備投資に計上されています。その点について、推計方法の説明はおおむね妥当と部会としては考えている。また、育成資産の仕掛品在庫についても推計方法の説明があり、これもおおむね妥当と考えております。

今後は、来年初までに、これらの推計結果の説明を受けて最終的な意見をとりまとめる 予定であると、こういうことでございます。

また、その他の課題については、来年度早期までに審議する予定でございます。

いずれにしても、これらの課題は審議内容が多いため、早期に内閣府からの更なる検討 状況の報告を求めることとなります。

2番目のFISIMの導入については、現状の参考試算値の評価を行うべき、また、導入には慎重に対応するべきだという少数の意見がございました。あくまでも少数意見なんですが、大変強い少数意見ではございました。

こうした御議論を踏まえて、本年 10 月以降、来年度前半までに各課題や論点ごとに内閣府からの検討状況の報告を求め、段階的に審議する予定であります。

それから、3番目、公的部門分類の見直し、財政統計整備でありますが、公的部門分類の分類基準については、内閣府提案は国際基準に沿ったものとなっており、おおむね妥当と考えておりますが、分類の安定性・連続性への留意や、市場性の判断の基準になる金融の売上基準の再整理等が必要と考えており、内閣府からの更なる検討結果の報告を受け、最終的な意見をとりまとめる予定でございます。また、来年度に財政統計整備やCOFOGについて報告を受ける予定になっております。

最後に、当面の進め方でございますが、統計委員会の現委員の任期は本年9月までで、10月以降は新たな体制になります。これは委員の皆様方も御存じのとおりであります。今、申し上げたような審議の進捗状況を踏まえると、国民経済計算部会としては、9月までに財政・金融専門委員会とストック専門委員会について開催する必要があると考えております。これらの調査審議の結果については、その後に開催される国民経済計算部会において報告し、今後の審議に資することとしたいと考えております。

私からは以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

この中間とりまとめというものの性格につきましては、今、御説明いただいたとおりでありまして、最終答申案はもう少し後に出るわけですが、当面、平成 17 年基準改定に関連する課題については、早く決めなければいけないこともあるので、その状況を御報告いただくということになっております、その部分については、結論は早く出なければいけないというとでありますけれども、現在のところ、一応、審議状況についての御報告となっていて、まだ結論という形にはなっていないと思いますので、これについて、こういう状況になっているんだということを委員会としても了承するということでよろしいのではないかと思いますが、何か御質問ございますか。

少数意見でも、かなり強硬な御意見があるということでしたけれども、最後はどういう

ふうになるんでしょうか。

吉川委員長代理 事務局からも補足していただければと思いますが、FISIMの導入 そのものは私の理解では閣議決定もされていて、政府としてはコミットしている。ただし、 そのことにも異論ありというような少数意見があるのかなというふうに私は理解しています。 しかし、そのこと自体は決まっている。今後は、導入は導入とした上で、どういう形でそれを導入するのかというのが具体的な審議事項だろうと私自身は理解していますが、 その点について、事務局からもし補足があれば、コメント等よろしくお願いします。

内閣府経済社会総合研究所 吉川部会長のおっしゃるとおりだと思っておりまして、政府としては、FISIMを本系列に移行させる、これは大前提として決まっていることでございますので、国民経済計算部会で御審議いただくべきは、それを本系列に移行するに当たって、どのように移行するのか、そこを御議論いただくと、こういうふうなことだと思っております。

竹内委員長 何か御意見ございますか。何も御意見がなければ、中間とりまとめについて、委員会として、こういう経過について了解したということにさせていただきたいと思います。

どうぞ。

出口委員 強い少数意見があったのは事実で、それに関して、今、吉川部会長と事務方からの御説明のとおりではあると思うんですが、強い少数意見で示された疑義に関しては、それなりにデータは提供されているので、今後、何らかの形で、それに対する説明は明確な形でやる必要があるんではないか。それを明らかにした上でというふうに思っております。

吉川委員長代理 今の点は、私も部会長をさせていただいていますが、全く同意見です。 議論はしっかりしたらいいと思いますし、するべきだと思っています。

竹内委員長 その議論の内容についても、一応、経過報告ではやったわけですね。

**吉川委員長代理** そうですね。もとより資料も議論の経過も全部公開されるというふうに理解しています。

**竹内委員長** 何か御意見ございますか。では、中間報告はこれで了解したことにさせて いただきたいと思います。

次の審議状況の御報告ですが、人口・社会統計部会の審議状況について、阿藤部会長から御報告いただきます。

阿藤委員 それでは、資料 4 でございます。 1 ページ目に審議状況、 2 ページ以降、別添で第 17 回の人口・社会統計部会の結果概要という、全体で 5 ページのものでございます。 審議状況を見ていただきながら御説明したいと思います。

まず「部会の開催状況」でございますが、7月13日の統計委員会における部会報告以降、審議を2回行っております。7月21日には、調査方法及び集計事項を審議いたしました。 先日、8月21日には、答申案を審議いたしました。現在、8月21日の審議を踏まえて答 申案を修正中でございます。次回の 9 月 14 日開催予定の統計委員会において答申案を提示 させていただき、答申をいただく予定でございます。

「部会における主な議論等」でございますが、8月21日の審議の状況については、次回の答申案を報告する際に併せて紹介することといたしまして、今回は、その前の第3回目の審議の結果を中心に御紹介いたします。

(1)ですが、調査事項に関する再整理でございます。特に「5年前の住居の所在地」について、どの時点の名称で把握するかということが大分議論になりました。調査実施者としては、調査時点の市町村の名称で把握ということを予定している。しかし、委員の方から、前回部会では5年前当時の名称での把握が適当ではないかという意見がございました。

調査実施者の整理を踏まえまして、再検討いたしました結果、資料 2 ページの下の方に書いてございますが、1 つの調査の中に複数の時点を基準として設けることは報告者の混乱を招く恐れがあることなどから、調査実施者の原案のとおり、調査時点、22 年 10 月 1 日時点の市町村の名称で把握することが適当となりました。ただし、誤記入を防ぐための工夫が必要だということで、これについては、調査票の説明を修正することで対応することになりました。

「(2)調査票方法等について」でございますが、平成22年国勢調査では、封入提出方式の全面導入、郵送提出方式の併用及びモデル地区におけるオンライン調査の導入など、調査方法の大幅な変更、拡充を計画しております。これらの変更については、3ページの真ん中辺りでございますが、調査員が調査票を配布・回収する段階で世帯を訪問し、調査票の提出方法を確認することによって確実に調査票を回収するための措置を講じることが第1点。

そして、2番目に、住民基本台帳等を活用した情報の補完や統計法第 15条に基づく関係者への質問によって情報の補完を行い、精度確保のための措置を講じるということから、特に異論はないということになりました。

また、オンライン調査については、試験調査の結果では、利用割合がまだ低い。大変低いのですが、将来の利用拡大に向けた長期的な視点が必要という意見がございました。

「(3)集計事項について」ということで、前回までの部会審議を踏まえまして、4ページの真ん中辺りでございますが、調査実施者から外国人の教育に関する集計事項の追加案が提示されました。これについては、増加する外国人の実態をより的確に把握するもので、特に異論はないということでございます。

それから、5ページの上の方に、非正規雇用、高齢者等に関する集計事項の充実についてということがございましたが、これについても特に異論はない。

それから、人口速報集計の公表時期を 1 ~ 2 か月程度延ばすことや、人口速報集計の集計対象を総人口と総世帯数に限定する。従来、男女別もあったわけですが、今回、総人口と総世帯数に限定するといったことについては、調査方法の変更等に伴うもので、やむを

得ないという結論でございます。

一方で、母子又は父子世帯の配偶関係に関する分類区分を詳細にすべきという意見がございました。具体的には、調査票の区分に合わせて、今まで特にカテゴライズしていなかった未婚の区分を追加すると、そういう意見でございますが、調査実施者において検討を行うこととされたということです。

なお、これについては、分類区分を追加することで対応するということになっております。

答申案につきましては、表現の修正を行うことを前提にして、先日の審議で一応、了承、 所要の修正を行った上で次回の統計委員会に提示する予定でございます。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

**舟岡委員** 非正規雇用に関して集計事項を充実させるということですが、非正規雇用の 定義はどのようなものなのでしょうか。

阿藤委員 今、ここにカテゴリーがないんですが、雇われた者の中で、今回は派遣等々、 あとはパート、アルバイトなどというカテゴリーがあるので、それに相当するということ でよろしいですか。

**総務省統計局** 具体的には、昨今では、正規・非正規の別については勤め先の呼称による把握が統計上定着していますので、勤め先の呼称で対応いたします。端的に申し上げれば、正職員と言われている人以外の人と御理解をいただければいいと思います。具体的には、先ほど阿藤委員がおっしゃったように、派遣の人、パート、アルバイト、嘱託などと呼ばれる人も含まれます。

**竹内委員長** 何かほかに御意見、御質問ございますか。もし御質問等ございませんようでしたら、次に、産業統計部会の審議状況につきまして、舟岡部会長から御報告願います。

舟岡委員 それでは、報告いたします。お手元の資料5をごらんください。

部会の開催状況についてでありますが、7月13日の統計委員会において諮問されて以降、 部会をこれまでに2回開催いたしました。

第1回の7月16日に開催された部会では、平成22年に実施される農業経営統計調査の計画の内容について、調査実施者から説明を受けた後、調査計画全体についての意見を交換し、質疑応答を行いました。

第2回の7月30日に開催された部会では、前回部会での質問事項に対する回答及び調査 実施者から提出された調査計画の修正案について審議しました。

今後は、8月27日に最終の部会を開催し、答申案をとりまとめる予定であります。

2回の部会における主な議論等を紹介します。お手元の第 18回と第 19回の産業統計部会の結果概要を併せて適宜御参照ください。

本調査については、総人件費改革に伴い、農林水産省の統計担当職員が大幅に人員削減され、その対応策として、郵送回収の導入が行われましたが、農林水産統計は調査実務において専門的知識を必要とすることもあって、十分な効果を上げていないという実情にあります。今後更に減少する人員体制の下で、これまでのような調査内容や調査制度を維持することが困難であるといった状況は理解できるという意見がありました。

ただし、調査実施において標本数を縮減することについては、やむを得ない措置であると認められるとしても、公的統計は広く国民のためにあるという新統計法の基本理念にのっとり、当部会では、2点について修正が必要であると判断しました。

1つは、個別経営体に係る調査については、基幹統計として幅広い利用に供するため、以前から集計していた項目については、データの二次利用等によらず、標本数を縮減した後も引き続き「花き作」「採卵養鶏」「ブロイラー養鶏」については、現行と同様に営農類型ごとに集計をして結果表章を継続すること。

もう一つは、組織法人経営体に係る調査については、営農類型ごとに引き続き個別経営体と比較対照できることが望まれること。そして、組織法人経営体の農業生産額に占める割合が小さくなくて、法人経営の情報提供は引き続き重要性が高いということを踏まえて、「水田作」及び「畑作」以外の8つの類型においても、標本数を縮減した後も現行の営農類型の枠組みを維持したまま調査を継続すること。これら2点の修正を求めました。

また、今後の課題として、減少するマンパワーを補うために有効なアウトソーシングが 行われるよう、3つの点について検討が必要であると指摘しています。

1点目は、調査事項を中心に、調査客体が書きやすい、答えやすい、拒否しにくいといった観点から、適切な見直しを行うこと。

2点目は、調査客体が利用する会計ソフト等の情報を本調査に活用することについては これまでも推進してきましたが、調査票情報として利活用する際、客体にできるだけ負担 がかからないような更なる方策を検討するほか、オンライン調査導入の可能性についても 検討すること。

3点目は、調査客体に対して、調査の集計結果や分析結果を迅速にフィードバックしていくことなど、調査への協力を促進する有効な便宜供与について検討すること。これら3点の検討を求めています。

以上がこれまでに開催された部会における審議結果についての報告であります。

**竹内委員長** ここにつきまして、何か御意見、御意見ございますか。 どうぞ。

**吉川委員長代理** 私もたしかこの統計について、前回の統計委員会で発言させていただいて、今、舟岡部会長の御説明のあった、修正でしょうか、いただいている資料だと、2のア、イのうちイについて発言させていただいて、こうした修正をされるということで、私はリーズナブルな修正ではないかなと思います。賛成でございます。

それはそれとして、舟岡部会長からもちょっとお話しありましたけれども、統計に携わ

るマンパワーが不足してきているという問題なんですが、振り返って見ますと、今回の統計法の改正とか、統計委員会の設置に至るような、いわゆる統計制度の改革の発端になったのは、政府部内での統計職員の配置、ある種の不均衡だったわけです。そうした事実は当時あったと思いますけれども、また現在もあるかもしれませんが、しかし、全体として統計にかかわる職員数がかなり厳しい状況になってきているというのは、私もいろんなところで聞くんです。それはやはり事実として受け止めて、統計委員会としては、統計というのは非常に大切なインフラであるという新統計法のスピリットにまさに基づいて、それに対しては、しかるべきマンパワー、あるいはリソースが充填されてしかるべきだと、そういうポジションを取るということだろうと思います。これは今の御説明から少しずれていますけれども、舟岡部会長もちょっとおっしゃったことに関連して発言させていただきました。

竹内委員長 部会長に伺いたいんですが、標本数の削減、縮減等について、このままでなくて、やはりそれを変えた方がいいんではないかという修正意見が出たということはよくわかるんですが、実施部局としては、それは可能だということなんでしょうか。

舟岡委員 個別経営体に係る調査については、10の営農類型について継続して公表を行うという変更でありますが、組織法人経営体に係る調査については、標本数を追加して調査を行う計画への修正であります。

竹内委員長 それは実施可能だということですか。

舟岡委員 そういう方向で回答いただいております。

**竹内委員長** それは、予算などの制約はあるでしょうから、そういうことであれば、私 も結構だと思うんです。どうぞ。

**廣松委員** 今の委員長の御質問と関連して、第 18 回の別添 1 の 2 ページ目にある標本 設計について、 2 つ目の の回答、矢印の部分ですが、ちょっと気になったのは、個別経 営体から組織経営体へ標本を振り分けるのは、標本数だけの問題ではなく厳しいところが ある。その次に、安易に標本数を増加しても、その記入状況や管理状況を見ていく必要が あるという指摘がありますが、ここで言っている、管理状況というのが、具体的にどうい うことなのかわからないので、補足をいただければと思います。

舟岡委員 実施者からお願いできますでしょうか。

竹内委員長 どうぞ、お願いします。

**農林水産省統計部** ここでは確かに標本数の問題だけではなくて、調査票の管理の問題として、個別経営体、それから、組織経営体という、当然、帳簿の管理状況、いろんなものが違うと思います。そのことによって、個別と組織との差異がありますと、そういったものをきちっと管理し、生かしていく必要があるということだと思います。

**廣松委員** わかりました。そうすると、ちょっと私は誤解をしていたようで、ここで言っている管理状況というのは、組織経営体の管理状況かと思ったんですが、そうではなくて、調査実施部局における調査票の管理と、そういう理解でよろしいですか。

**農林水産省統計部** そうではなくて、いわゆる調査客体で持っている記入というか、予備状況ですね。そういったものを指しています。おっしゃるとおりです。

**廣松委員** わかりました。別に反対をしているわけではなくて、先ほど部会長がおっしゃったとおり、組織法人経営体に関して、これまでと同じような形で調査をしていただけるということであれば、私はそれは大変重要な点だと思いますので、高く評価をしたいと思います。

竹内委員長 どうぞ。

**美添委員** 私も部会にいて、この話を伺いましたけれども、職員が減ったことによってアウトソーシングをしているわけですが、従来は、農家、あるいは組織経営体でも、調査票の審査の意味で記入状況の十分な管理ができていたのに対して、アウトソーシングした結果、非常に精度が落ちている。したがって、標本数を増やせばよいという問題ではなくアウトソーシングした結果、質が違う調査になっている。だから数だけを増やしても従来の精度は確保できないという心配があるという主張だと思います。

**竹内委員長** 今の部会での回答のところで、現状では考えづらいとあるんですが、現状では何が考えづらいんですか。

舟岡委員 実施者からどうぞ。

**農林水産省統計部** ここは、要は見かけ上の数の判断ではないというようなことで、個別経営体から組織経営体へ数を移行したいといったことは、現状の中では数の問題だけではないということで考えづらいということでございます。

竹内委員長 つまり、気になったのは、さっき部会長から伺ったところでは、やはり組織経営体についても調査を継続するということは、個別経営体からの振り分けではなくて、別に調査するという結論になった、そういう方向で考えていただくことになっていると思うんで、組織経営体をやるのはもう不可能ですということではないんですね。

**舟岡委員** 第 18 回の回答はそこに記された通りでしたが、第 19 回では、内部でいろいろ検討していただいて、組織経営体についても標本を増加させて、リクエストに応える方向で対処したいということです。

竹内委員長 わかりました。どうぞ。

出口委員 最後の今後の課題のところのイにある会計ソフト情報を調査票情報として利活用するということで、さっき「ソリマチ」という会計ソフトの名前がちょっと出たかと思いますが、これは吉川委員から御指摘のあったマンパワーの問題に対応する1つの方向性だと思うんです。「ソリマチ」の場合、ちょっと伺ったところでは、メインの会計情報は企業さんの都合で抽出できなくて、サブの情報だけは抽出できるということなんですが、今後、これは、この種の調査に限らず、いろんなところで企業さんの使っている情報システムからの抽出のフィルターみたいなものをつくったり、そういう形での協力を得られるような方向を模索するというのは非常に重要なことだと思うんです。これは農林水産統計だけの問題ではなくて、統計委員会の全体的な課題ともなると思うので、この辺の問

題を可能な限り進めていただきたいということで、よろしくお願いします。

竹内委員長 それでは、この産業統計部会の審議経過報告につきまして、これ以上、御 意見、御質問ございませんでしょうか。

農林水産省統計部 私から発言してよろしいでしょうか。

竹内委員長 どうぞ。

農林水産省統計部 統計部長でございます。

中岡先生に十分御議論いただきまして、本当にありがとうございました。農林水産省としては、御案内のとおり総人件費改革で 4,132 人を 2,228 人に半減というのを、22 年度末に向けて確実に実行しているわけでございます。今回、削減した人数の下でいかに最適な統計を作成するかという観点で、やむを得ずという形で、営農類型の縮小という申請をさせていただきました。しかし、これに対して御議論をいただいて、座長の下、部会において、各方面からの御指摘を頂きました。これを受け、公共財としての観点、今後の課題、対応方向をお示ししております。先ほどの御指摘のとおり、精度を維持してデータの有用性を確保し、どのように基幹統計としての役割を果たしていくのかということで、先ほどソフトの話もございましたけれども、あと、調査結果のフィードバックによって、調査協力の促進を図る、あるいはオンライン調査、あらゆる方法を検討していきたい。これは非常にありがたい話でございまして、私ども、厳しい統計リソースの制約に直面した中で、こうした枠組みを維持しつつも、新しい取り組みをしていくということはどんどんやっていきたいと考えております。統計法の理念に沿って最大限の努力を図っていこうと考えておりますので、今後とも委員の先生の御支援、御指導をよろしくお願いしたいと思います。しっかりこの方向でやっていきたいと考えております。

## 竹内委員長 どうもありがとうございました。

農水省もなかなか厳しい状況に置かれておると思うんですけれども、やはり統計体系全体のことも考えて、その方向で努力していただくということは是非お願いしたいと思いませ

それでは、引き続きまして、この問題につきましては、舟岡部会長初め産業統計部会の 委員の皆さん、次回委員会の答申に向けて、よろしくお願いいたします。どうもありがと うございました。

審議すべき事項はこれで終わりですが、総務省政策統括官室から連絡事項がございます ので、よろしくお願いします。

**総務省政策統括官付統計企画管理官** 配付してあります資料の最後に「報道資料」があるかと思いますが、それについて若干連絡させていただきます。

新統計法で新たに措置されました匿名データの提供であるとか、オーダーメード集計等については、その詳細については総務省令というところで定められておりまして、本年 4 月より施行しているところでございます。その際に、前の段階で、総務省令のパブコメと いうのをたしか 2 月に行っていたと思いますが、それも統計委員会の方に御連絡させていただいたということがございます。

今回は、匿名データをより有効に活用できるようにするため、匿名データの提供ができる場合を定めた総務省令の改正を行うことについて、現在、パブコメを行っているということを連絡させていただきたいと思います。ただ、これは条例の条文そのものではなくて、概要ということでパブコメを今、かけてございます。

内容でございますが、報道資料1ページ目の「1 改正の趣旨」というところに書いてございますけれども、公的統計整備の基本計画というところで、統計の国際比較可能性向上の取組みの重要性が指摘されている。それから、さまざまな社会問題に対応していくために、国際比較統計を用いた研究活動を活性化させる必要がある。こういったことから、匿名データが提供できる場合に、統計の国際比較に資すると認められる場合を今回追加しようとする省令でございます。

具体的には、現在、匿名データの提供が認められております学術研究目的、高等教育目的に加えまして、国際比較統計の作成を追加するということでございます。その条件につきましては、4ページの「1 条文案の概要」というところにございます。これによりまして、例えば、OECDなどの国際機関で国際比較プログラムを実施するというときに匿名データを提供することも可能となるということでございます。

以上、連絡させていただきますが、細かい点で御必要があれば、御連絡いただければ説明に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

もう一つの件は何ですか。

**総務省政策統括官** もう一点、池川の方から御報告といいますか、お断りといいますか、 させていただきたいと思います。

経済センサスの活動調査につきましては、昨年 10 月 20 日の第 1 次試験調査の軽微事項としての報告の際に、その試験調査の結果とか、あるいは第 2 次試験調査の調査計画等につきまして、委員会の方に報告をというお話があったということでございますけれども、現在、私ども政策統括官室におきまして、計画案につきましていろいろ審査中でございますが、現時点でまだ御報告できる段階になっておりません。あるいは第 1 次調査の結果につきましても、まだとりまとめが十分できておりませんので、次回の統計委員会の場で御報告をさせていただければと思っておりますので、あらかじめ御連絡をさせていただくとう次第でございます。

以上でございます。

竹内委員長 この問題につきましては、初めにいろいろ問題があって、その後の進行状況についても適時いろいろ御報告いただきたいという了解になっていたと思いますので、 次回の統計委員会では御報告いただけますということで、その予告編ということです。

それでは、何かほかに御意見、あるいは御指摘がありますでしょうか。もし何もなけれ

ば、今日は夏休み後か、少々皆さんの御意見は少なかったと思うんですが、時間よりちょっと早く終わりそうですけれども、これで終わりたいと思いますので、次回の日程等について、事務局から御連絡をお願いします。

出口委員 1点だけいいですか。

竹内委員長 どうぞ。

出口委員 先ほど「ソリマチ」の件で統計の電子化の話が出たんですけれども、昨年来の統計の電子ネットワーク化について、委員として少しまとめてきたものがあるので、もし可能でしたら、最終回の統計委員会のときに委員の報告として書類だけでも出させてもらえないかと思っていまして、これはまた委員長の方で、あるいは事務局の方で検討していただければと思います。

竹内委員長 出口さんから御意見を出していただいたことは承っていますが、近々なので、それをどういうふうに使わせていただくか、まだ十分決めていないところもありますので、事務局とも御相談したいと思います。

それでは、どうぞ。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、9月14日月曜日の3時から、この建物において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**竹内委員長** では、本日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。